説　明　書

1　工事内容
- 工 事 名 称　　狭あい道路整備工事
- 工 事 箇 所　　大磯町　国府新宿　地内
- 工 事 期 間　　契約日から令和９年３月 12 日まで

2　質 問 回 答
- 質　問　先　　政策総務部財政課　宛

3　予備検査日　　監督員と協議し、工事期間内に定める日とする

4　設計書留意事項　　設計書記載数量は、参考とします。
（設計書と図面に違いがあった場合は、工事打合せ簿にて監督員と協議してください。）

5　見積内容形式　　別添設計図書のとおり

6　仕様及び規格等
- 仕　　様　　本工事の仕様については、設計図書（設計書、図面等）及び図面に記載の特記仕様、別に定める特記仕様書、及び「土木工事共通仕様書（神奈川県）」、「大磯町契約規則」並びに「契約約款」に基づき施工するものとする。また、前記に記載されていない工種については国土交通省又は、各種団体が発行する仕様書に準拠する。
- 規　格　等　　本工事における規格値及び合格判定値は、「土木工事共通仕様書（神奈川県）」第１編 1-1-25 及び「土木工事施工管理基準（神奈川県）」に基づき施工するものとする。また、前記に記載されていない工種については国土交通省又は、各種団体が定める規格値及び合格判定値に準拠する。
- 優 先 順 位　　仕様及び規格等の優先順位は、上記に記載された順とする。また、最新版を使用する。

7　工事条件について
（この項での「□」又は「■」は、「■」が条件として選択されたものです。）

（住民対策関係）

・住民対策
　工事着手前に、付近住民等に「工事のお知らせ」を配布する。配布の時期、区域等は別途、地元区長と協議の上、決定する。
□　工事説明会を開催する。開催時期、場所は別途協議する。
□　隣接工事と工程調整を行い、迂回路又は仮駐車スペースを確保すること。
□　本現場は一部袋小路の道路で迂回路が確保できないため、仮駐車スペースの確保等を検討し、沿道住民の理解を得ること。
■　本工事エリアにある商業施設等の利用者に迂回路案内のチラシや看板を作成し、適切な誘導を行うこと。

・迂回路
　交通規制（通行止め）を行う際は迂回路を設定し、その内容については住民にチラシを配布し、適切に周知すること。また、設定した迂回路には案内看板を設置すること。なお、迂回路の設置にあたっては、隣接する工事と調整の上設定するものとし、隣接する工事を含めた交通誘導を行うこと。
　周知した内容に変更が生じた場合は、再度チラシを配布すること。

・路面すり付け
　設計上は標準的なすり付け幅と延長を計上しているが、近年車両の緩和規制から「車両の最低地上高」が小さくなっている。このため、不陸によるマフラー等の破損苦情が懸念されるので注意すること。
　苦情が発生した場合には請負者の責任により解決すること。

（工程関係）

・工程について
　本工事の工期の中には、雨天・休日等が含まれている。なお、休日等には日曜日、土曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を含む。

（用地関係）

・用地関係
■　用地買収は無い。
□　拡幅部分の用地買収は済んでいる。
□　一部未買収地は起工承諾を得ている。

　なお、既設境界標の取扱いについては、別に定める。

（周辺環境保全関係）

・生活環境関係
　工事現場及び資材置き場においては、「大磯町美しいまちづくり条例」に基づき、生活環境の確保に努めること。
　また、**大磯町内に資材置き場を設ける場合には、設置場所を施工計画書に記載する**とともに、設置場所周辺の住民へ設置目的を十分に周知し、理解を得たうえで設置すること。

・公害関係
ア　「低騒音型・低振動型建設機械指定要領」、及び「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき、指定されている建設機械を使用すること。
イ　家屋の事前調査は、
□　資料がある。
■　資料はない。
□　この工事で調査する。
ウ　本工事箇所に近接する家屋等に被害が生ずると予想される場合、又は工事着手前に破損箇所が見受けられる場合は、監督員と協議し記録すること。

（安全対策関係）

・地下埋設物の保安措置
□　各企業者が行う。（工程調整が必要）
■　なし

・安全対策関係
　工事現場においては、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に、安全教育、研修、訓練を行うこと。工事期間中は月１回半日以上の頻度で実施し、この結果は工事日誌に記録するほか、工事写真等も整理の上、提出すること。
　標識類、防護柵等の安全施設類については、神奈川県県土整備局発行の「道路工事等における標示及び保安施設の設置基準」を準拠すること。また、国道１号については国土交通省が定める「道路工事保安施設設置基準」に基づいて実施すること。

・新型コロナウイルス関係
　感染拡大対策の徹底について、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを参考に適切な対応をとること。

（仮施設関係）

・工事用道路関係
■　工事用車両の運行経路は設定なし。
□　工事用車両の運行経路を設定する。（別添図参照）
※大型車規制がかかっている場合、関係機関への諸手続きは請負者にて行うこと。

・施工時間
■　昼間工事は、午前９時から午後５時まで。
□　夜間工事は、午後９時から午前５時まで。
□

・交通規制
□　片側通行止めで行う。
■　全面通行止めで行う。
□　夏季期間、年末年始、及び年度末は、県公安委員会及び道路管理者により工事施工規制されることがある。

（仮設工関係）

・土留工
■　あり（設計書による）
□　なし

・水替工
□　あり（設計書による）
■　なし

・仮設電気
□　低圧受電あり
□　高圧受電あり
■　なし（ただし、交通安全対策等に使用する場合は、請負者の負担による）

（建設副産物関係）

・発生残土の処分方法
　現場より仮置場までの搬入し、仮置場にて積替えを行い、１０ｔ車にて処分場に搬入。

・建設廃材の処理及び再生骨材の使用
　工事に伴って発生するコンクリート塊等の処理については監督員と協議し、神奈川県「コンクリート塊等の処理及び再生骨材に関する事務取扱要領」に準ずるものとする。なお、届出・報告等の各種様式についても準用の様式とする。

（工事支障物関係）

・工事支障物件
□　水 道 局（　　）
□　東京電力（　　）
□　Ｎ Ｔ Ｔ（　　）
□　そ の 他（　　）
　これらについては、損傷等が無いように、物件の管理者に立会を求め、事前に試掘調査を行い、位置や大きさ、数量を確認しておくこと。管理者が不明な埋設物があった場合は、直ちに町監督員に連絡すること。
　このほか、架空線にも注意すること。

（地盤改良関係）

・補助工法
□　あり（設計書による）
■　なし

（道路復旧関係）

・路面本復旧
□　あり
■　なし

（その他）

・支給品

■　なし

□　本工事では次の支給品を使用する。引渡し場所、時期等は別途協議する。

品　　名	数　量	単位	備　考

・現場発生品の返却

■　なし

□　この現場から発生する次の物品は、指定場所へ運搬し引き渡すものとする。

品　　名	数　量	単位	指　定　場　所

・製品の指定

製品及びメーカーの指定はしないが、この設計では次のものを参考にして計上しているので、設計平面図記載の仕様を満たす材料を使用すること。

また、使用に先立って材料の承認を受けること。

品　　名	メーカー等

製品単価の決定方法は、積算参考資料（土木工事編）に依る。

・部分検査（重要構造物で施工完了後、土中に隠れ目視できなくなる部分等）

□　あり（監督員と協議し随時行う）

■　なし

・施工完了部分の一部使用（支払いを伴わない一部供用のための検査）

□　あり（　　）

■　なし

８　その他

・「建設業の許可票」等の標識の掲示

「建設業の許可票」、「労災保険関係成立票」、「建設業退職金共済制度加入票」及び「施工体系図」（下請負契約の請負代金の額が 3,000 万円を下回る場合には「下請負業者編成表」）を、現場付近の見やすい場所に掲示しなければならない。また、遠景及び近景で写真撮影し、完成書類に添付する。

・工事実績情報システム

請負者は、工事請負代金額 500 万円以上の工事について、工事実績情報システム（CORINS）に登録しなければならない。受注時・変更時・完了時に、土曜日・日曜日・祝日等を除き 10 日以内に登録を行い、工事カルテ受領書の写しを提出すること。費用は積算上、現場管理費率に含んでいる。

・建設リサイクル法への対応

請負者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）の趣旨に則り、建設廃棄物の発生抑制に努めるとともに、建設資材の分別解体等及び排出された建設廃棄物の再資源化に積極的に努めること。

また、再資源化により得られた建設資材を積極的に使用するよう努めること。

なお、本工事が対象建設工事の場合は、次のとおり対応する。

（１）「解体工事に要する費用等」の書面を契約時に提出する。

（２）コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材については、原則として全て再資源化すること。

（３）再資源化が完了したときは、すみやかに建設リサイクル法第 18 条に基づき「再資源化報告書」を提出するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存すること。

（４）その他、分別解体等及び再資源化等について、建設リサイクル法の趣旨を十分に踏まえて工事の施工にあたること。

・不正改造トラックの排除

工事の施工に伴う土砂や工事用の資機材を運搬する大型貨物自動車は、交通事故及び交通災害の防止に努めるとともに、不正改造車は使用しないこと。

・熱帯材使用型枠の削減

熱帯材を原料とするｺﾝｸﾘｰﾄ型枠用合板（熱帯材 100％）は使用せず、代替型枠の選定に当たっては施工計画書に記載し、地球環境保全に配慮すること。また、針葉樹型枠、複合型枠を使用する場合は、塗装されたものを極力使用し、その型枠の転用の増加を図るものとする。

・無石綿化への対応

請負者は、石綿による健康被害を防止するため、工事の施工にあたっては次のとおり対応すること。

（１）使用する全ての建材は、石綿を原材料としていないものを用いて施工すること。なお、「石綿を原材料としていない証明書」等は使用材料承認願と共に提出する。

（２）下請契約における受注者に対して同様の内容を周知し、徹底が図られるようにすること。

※「石綿を原材料としていない証明書」に記載する内容（様式は任意）

①宛先は「大磯町長」、②提出年月日、③メーカー名（社印押印）、④工事名、⑤納品先（請負業者名）、⑥材料・製品名、⑦品質・規格等

以上